

平成31年3月19日

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うちガスこんろ(LPGガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 6件  
(うち電気カーペット1件、  
脚立(伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製)1件、  
ポータブルDVDプレーヤー1件、電気冷蔵庫1件、  
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、携帯電話機(スマートフォン)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 鈴木、柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800794	平成30年5月15日	平成31年3月14日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-800F-L	株式会社パロマ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	平成30年6月19日に経済産業省産業保安グループにて公表済 平成31年6月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月12日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800793	平成31年1月6日	平成31年3月14日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月11日
A201800795	平成31年2月27日	平成31年3月14日	脚立(伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	工事現場で当該製品を使用中、転倒し、左手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201800796	平成31年1月5日	平成31年3月14日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	平成31年1月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月6日
A201800797	平成31年3月1日	平成31年3月14日	電気冷蔵庫	火災	病院で当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から40年以上経過した製品
A201800798	平成31年1月8日	平成31年3月14日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	香川県	製造から15年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年1月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201800799	平成31年2月19日	平成31年3月15日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	平成31年3月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月8日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし